１５分で学ぶ
成年後見制度

尾張北部権利擁護支援センター

認知症は、5人に1人

尾張北部権利擁護支援センター

認知症になっても、障害があっても、安心して、自分らしく暮らしたい。

①安心して暮らしたい

だまされたり、虐待されたりすることなく、必要な福祉、医療を受けながら、人としての尊厳を失うことなく、安心して暮らしたい。

②自分らしく暮らしたい

できるかぎり、自分が、これまでの人生で大切にしてきたものを大切にでき、これから、こうありたいと願うことができる暮らしをしたい。

「判断能力が十分でない人」の暮らしを支える

判断能力が不十分となった多くの人は、福祉や医療、地域のみなさんの支援を受けながら日常生活に送っています。

福祉や医療の支援者は、代理権など法律上の権限を持たないことから、ご本人の財産を触ったり、ご本人に代わって契約を結んだりすることができません。

支援チームに、法律上の権限をもつ支援者に参加してもらう必要が生まれます。

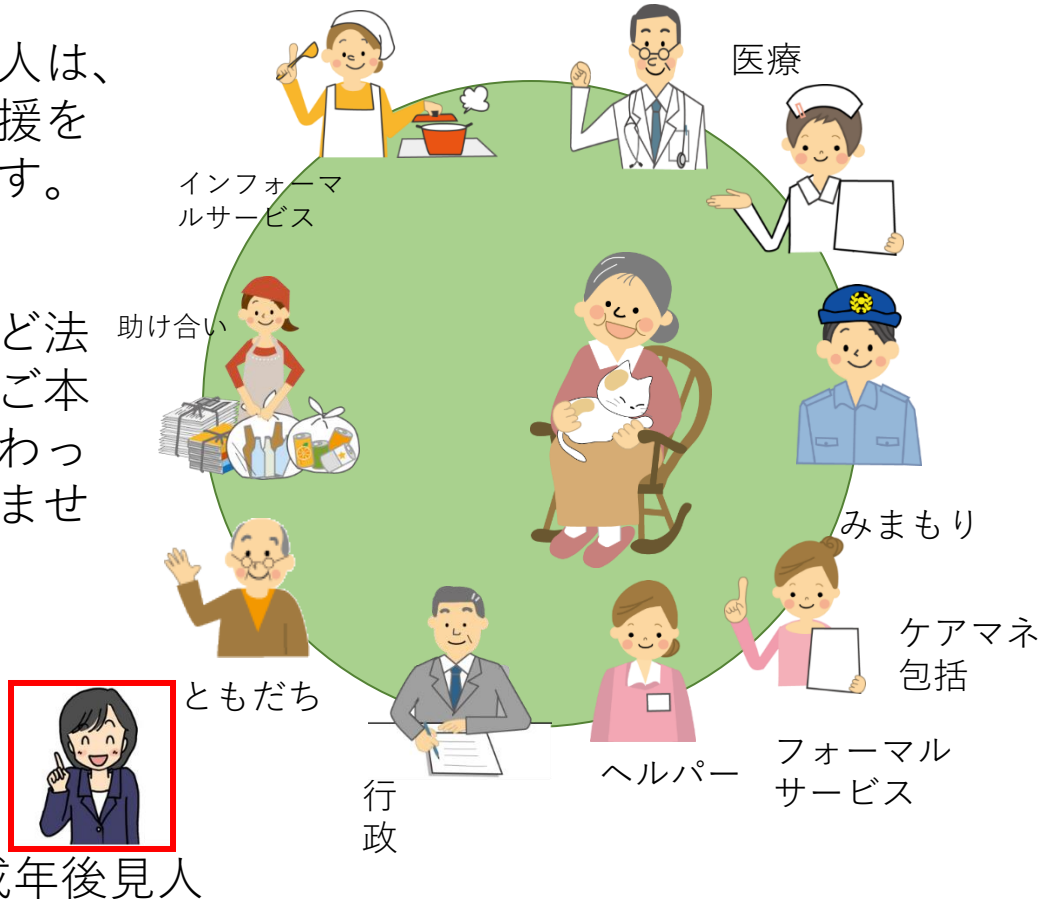

成年後見制度（法定後見制度）

①精神上の障害により、判断能力が十分でない人に、

②成年後見人など法律上の権限をもつ支援者をつける

③法律上の制度

↓

家庭裁判所が制度運用の中心機関

成年後見制度の利用の流れ

認知症の高齢者など

親族などが本人のために申立

家庭裁判所

調査・鑑定・審問→審判

成年後見人を選任・登記

成年後見人

登記事項証明書をもって
本人の代理など本人のため
後見活動をする

東京法務局

申立てをできる人

成年後見制度は、本人の自己決定を制約する側面があります。

→　申立てできる人は限られます。

親族申立て

①本人
②配偶者
③４親等内の親族

・現実的に、申立ての費用と手間をお願いできるのは、親、子、兄弟姉妹、おい、めい、ぐらいまでかもしれません。
・申し立て費用（１万円ぐらい）は、原則申立人が負担します。

親族がいないとき

①ほんとに身寄りがいないという場合

②親族がいても本人と同様高齢であったり、疎遠である場合

③親族がいても本人を虐待している場合

市町村長申立て

市町村長が、申立てをすることができます。

申立ての２２％が市町村長申立
（2019年）

成年後見制度　３つの枠組み（類型）

〇判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の３つの枠組みがあります。

〇日常の買い物をするのも難しい人は、後見類型。成年後見人がつきます。

〇日常の買い物はできるが大きな買い物は難しい人は、保佐類型。保佐人がつきます。

〇だいたい大丈夫だけども援助者がいた方が安心という人は、補助類型。補助人がつきます。

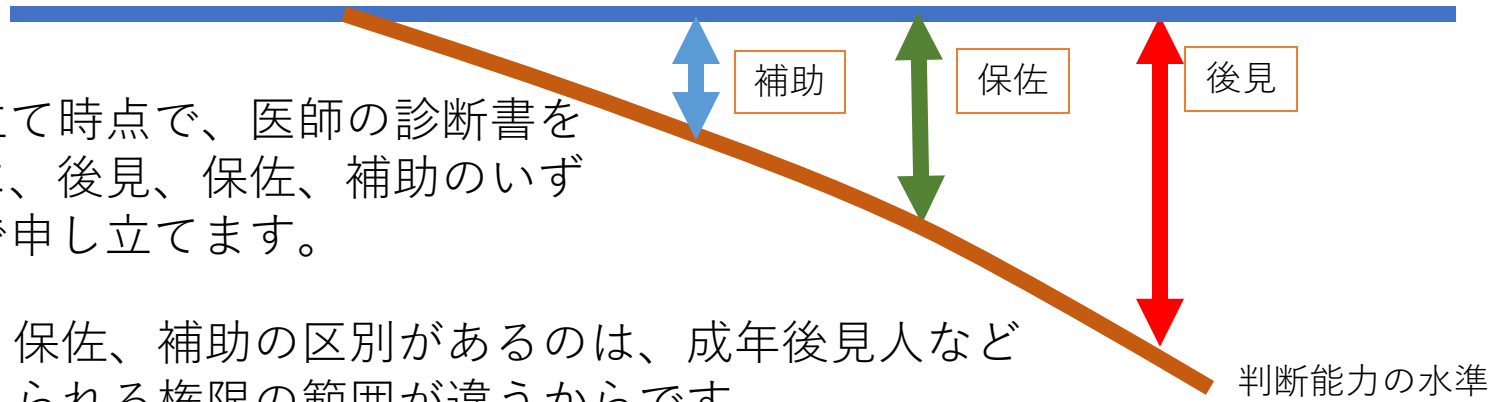

申し立て時点で、医師の診断書をもとに、後見、保佐、補助のいずれかで申し立てます。

後見、保佐、補助の区別があるのは、成年後見人などに与えられる権限の範囲が違うからです。

成年後見人のもつ法的権限

家庭裁判所から選任された成年後見人は、民法の規定により法律上の権限を与えられます。

代理権

本人に代わって**法律上の行為**をすることができる権限

・銀行との取引（定期預金の解約など）をする
・介護保険事業所との契約をする
・被後見人の財産に関して全面的な代理権が与えられます。養子縁組や医療同意などはできません。

取消権

本人が行った法律行為を取り消すことができる権限

・悪徳商法にひっかかった場合など、被後見人がした契約は、取り消すことができます。
・ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」は取り消せない。

代理権、取消権は、使い方によっては本人の自己決定に反することもあります。
〇代理権は、本人の意向に関わらず（「代行決定」という）本人に代わって、法律上の行為ができてしまいます。
〇取消権は、本人がやりたかったことを後から否定することにもなります。

保佐人・補助人のもつ法的権限

家庭裁判所から選任された保佐人、補助人は、民法の規定により法律上の権限を与えられますが、自己決定の観点から、法的権限の範囲がせまくなっています。

代理権

本人に代わって**法律上の行為**をすることができる権限

・本人が同意をして、家庭裁判所に申し立てて、認められた行為のみ

同意権

本人が一定の法律行為をする前に同意をする権限

・保佐人は、民法に規定してある一定の行為（民法１３条１項）と家庭裁判所が特に認めた行為（預貯金の払い戻し 、借金をすること、クレジット契約をすること、不動産契約をすること・・・・）

・補助人の場合は、民法１３条１項に書いてある行為のうち、本人が同意した上で、家庭裁判所に申し立てて、認められた行為のみ

・ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」は、同意権の範囲に含めることはできない。

取消権

本人が同意を得ずに行った法律行為を取り消すことができる権限

・後見類型の場合は、ほとんど全て取消しできるが、保佐、補助は同意権の範囲で取消権。

後見人は誰がなるのでしょうか

制度発足時は、ほとんどが親族

最近は、親族は４分の１程度

①親族（全体の２２％）
②司法書士（30%）、弁護士(22%)、
　社会福祉士(14%)など専門職
③法人受任(8%)
④市民後見人(1%)

①の場合、「親族後見」といいい、②から④をまとめて「第三者後見」といいます。

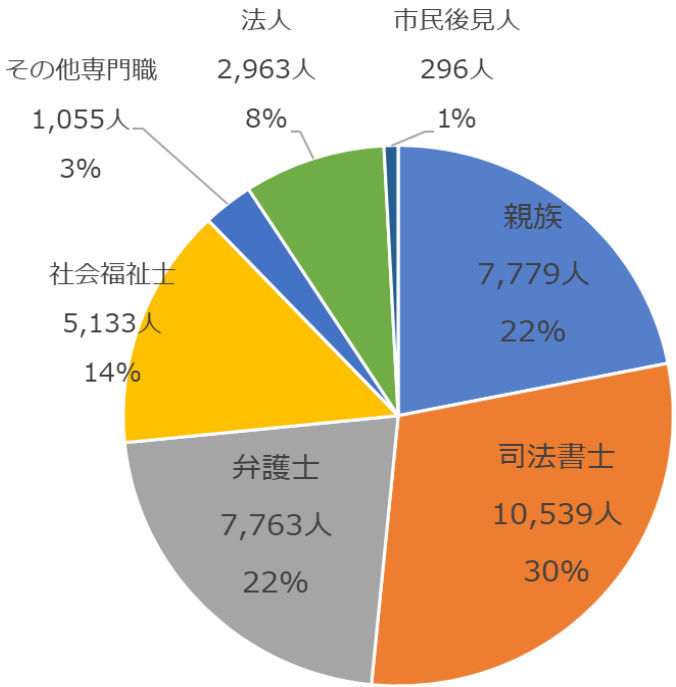

出所：成年後見関係事件の概況（平成３１年１月～令和元年１２月）最高裁判所

第三者後見は、後見人に報酬が必要です。

尾張北部権利擁護支援センター

- 報酬は、後見事務をした後（１年後）、後見人が家庭裁判所に報酬付与の申立をして、裁判所の許可を得てから、本人の財産から受け取ります。
- 報酬の額は、諸事情を考慮して裁判所が決めます。標準的な金額は月額２万～３万円（当センターの実績）。
- 生活保護を受けている、年金しか収入がないなど、お金がない人はこの制度が使えないのでしょうか。

成年後見制度は権利擁護の仕組み＝誰もが利用できなくてはなりません。

↓

成年後見制度利用支援事業

本人が払えないときは、市町村がその報酬額を助成してくれる制度があります。

後見人の役割

法律上の権限の行使をして

財産管理 ＋ 身上の保護（身上監護）

- 本人の財産は、適切に管理します。（財産管理）
- 本人が自分らしい生活、安心で快適な生活を送れるように、援助します。（身上監護=身上の保護）

本人のより豊かな暮らしのために、本人のために、適切にお金を使うことが求められます。

また、本人の望む暮らし、本人らしい暮らしが何であるかを知り、その実現を支援するには、「意思決定支援」が大切と言われています。

成年後見人の職務とされないこと

尾張北部権利擁護支援センター

○事実行為
介護、買い物、病院の付き添いなど法律上の行為でないこと

○医療同意
リスクを冒してでも手術をするのかなどは、本人しか決められません（自己決定）

○身元保証
・連帯保証人にはなれません。
・「身元保証」という言葉で何を求められているのかを話し合って確認することが大切です。
・介護保険法、医師法の範囲では、身元保証人がいないことで、入所、入院を拒むのは法律違反です。

（平成30年8月30日厚生労働省高齢者支援課・振興課通知参照）

成年後見制度は、権利擁護のしくみ

尾張北部権利擁護支援センター

権利擁護とは、

①安心して暮らせること。

②自分らしく暮らせること。

成年後見人は、新しい支援者仲間

その新しい支援者は、

①法律上の権限を持っている

②亡くなるまで寄り添う

成年後見人は、人の人生に関わる大変責任の重い仕事

だからこそチームで！

相談・お問い合わせ先

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電　　話　０５６８－７４－５８８８
ファックス　０５６８－７４－５８５５
メール　　mail@owarihokubu-kenriyougo.net
ホームページ　https://owarihokubu-kenriyougo.net

４８５－００４１　愛知県小牧市小牧五丁目４０７番地
小牧市総合福祉施設ふれあいセンター２階

遠慮なく、お問い合わせください。

ホームページ→